

# 知っ得情報プラザ



## 平成 18 年 9 月 25 日からオータムジャンボ宝くじが発売されます

2006 年 新市町村振興宝くじ

**オータムジャンボ宝くじ**  
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われています。

- 発売期間  
平成 18 年 9 月 25 日(月)から平成 18 年 10 月 13 日(金)までです。
- 抽選日  
抽選日は平成 18 年 10 月 18 日(火)、支払い開始日は平成 18 年 10 月 23 日(月)です。なお、昨年のオータムジャンボ宝くじの時効(平成 18 年 10 月 18 日(火))が迫っていますので、お忘れなく。

財団法人全国市町村振興協会

お詫び  
広報 9 月号 インフォメーション & トピックス のお知らせ記事に一部誤りがありました。14 ページ「指定管理記念事業特別企画」クラシックコンサートと空海マンダラー弘法大師と高野山展「美術鑑賞の旅」の問い合わせ先でありました P O 法人留萌市文化会議の電話番号が 43・3333 となっていました。42・3333 の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

**期目の予防接種を受けよう**  
平成 18 年 6 月 2 日から予防接種法が改正され、麻疹・風しん混合ワクチン(MR)の接種方法が変わりました。  
今回の改正で、平成 18 年現在、幼稚園・保育園の年長児、小学校就学 1 年前)で 2 期目の対象となりましたので、忘れずに受けるようにしてください。  
期間は、平成 19 年 3 月 31 日までです。詳しくは左記まで。  
園市・げんき課 ☎ 49・2558

編集・発行  
留萌市企画財政部企画調整課  
広報のもしへのお問合せ  
〒 077 - 8601 留萌市幸町 1 丁目 11 番地 『広報のもしへ』係  
☎ 0164 - 42 - 1809 / FAX 0164 - 43 - 8778  
ホームページ <http://www1.sphere.ne.jp/rumoi/>  
E 電子)メールアドレス [koucyou@e-rumoi.jp](mailto:koucyou@e-rumoi.jp)

### クイズの応募方法

「 答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAX で上記まで送ってください。応募者の中から抽選で 5 名に『商品券』が当たります!! 応募期限は 10 月 25 日です。

●人の動き●平成 18 年 8 月末現在。( )は前月比

人	男	女	世帯
26,919 (-57)	13,082 (-35)	13,837 (-22)	12,853 (-27)

2006 年 10 月号 / 通巻 583 号 印刷 / はくおう印刷株式会社  
この広報誌は、再生紙を使用しています

## 得 クイズのつぼ

先月号のクイズの答えは、コータローです。(問題は、9 月 8 日(金)午後 6 時 30 分から、留萌市文化センターでコンサートを行うのは、アコースティック・ギタリストの押尾 一 一 さんです。に入る文字をカタカナでお答えください。)でした。)

今月号のクイズ  
「10 月 16 日(月)から 10 月 22 日(日)までは、行政相談週間です。行政相談週間にちなんで 10 月 20 日(金)午後 1 時から午後 4 時まで、ギャラリーアカシア(錦町 2 丁目)で「相談所」を開設します。に入る文字をお答えください。」  
皆さん、お気軽にご利用ください。

お酒(アルコール)を飲んだら乗るな! 乗せるな! 飲酒運転は、絶対禁止です。



## 10 月 1 日から医療費の自己負担限度額が引き上げられます

国民健康保険からのお知らせ

医療機関に支払う窓口負担の 1 カ月の限度額(自己負担限度額)が変わります。  
■金額は 1 カ月当りの限度額。  
○ ( ) 内の金額は、多数該当(過去 12 カ月に一世帯で高額医療費の支給が 4 回以上あった場合 4 回目から)の場合。

### 70 歳未満の方

	平成 18 年 9 月まで	平成 18 年 10 月から
上位所得者	■ 139,800 円 + <医療費 - 466,000 円> × 1% ○ (77,700 円)	■ 150,000 円 + <医療費 - 500,000 円> × 1% ○ (83,400 円)
一般	■ 72,300 円 + <医療費 - 241,000 円> × 1% ○ (40,200 円)	■ 80,100 円 + <医療費 - 267,000 円> × 1% ○ (44,400 円)
住民税非課税世帯	■ 35,400 円 ○ (24,600 円)	■ 35,400 円 ○ (24,600 円)

### 70 歳以上の方(老人保健対象者も含む)

	平成 18 年 9 月まで		平成 18 年 10 月から	
	外来(個人ごと)	自己負担限度額	外来(個人ごと)	自己負担限度額
現役並み所得者(課税所得 145 万円以上)	■ 40,200 円	■ 72,300 円 + <医療費 - 361,500 円> × 1% ○ (40,200 円)	■ 44,400 円	■ 80,100 円 + <医療費 - 267,000 円> × 1% ○ (44,400 円)
一般	■ 12,000 円	■ 40,200 円	■ 12,000 円	■ 44,400 円
住民税非課税世帯	II	■ 24,600 円	II	■ 24,600 円
	I (年金収入 65 万円以下)	■ 8,000 円	I (年金収入 80 万円以下)	■ 15,000 円

## 10 月 1 日から出産育児一時金の支給金額が変わります

▶ 少子化対策として、10 月 1 日以降の出産から、出産育児一時金が 5 万円引き上げられます。

平成 18 年 9 月まで  
30 万円

平成 18 年 10 月から  
35 万円



■ 詳細については、下記までお問い合わせ願います。  
市民課保険医療係(窓口 2 番) ☎ 42・1805 (内線 119)